

特定商品等の預託等取引契約に関する法律(預託法)の概要

事業者が消費者から一定期間(3ヶ月)以上物品を預かり、それに対応する利益を提供する取引等を規制

1. 本法律の対象

(対象となる取引)

一定期間以上、物品を預かること又は施設利用権を管理すること

+

当該預託もしくは施設管理に関し財産上の利益を供与すること

or

期間経過後一定の価格で買い取ること

を約する取引

(対象となる物品)

- 貴石、半貴石、真珠、貴金属(金、銀、白金など)、それらを用いた装飾用調度品、身辺細貨品
- 盆栽、鉢植えの草花その他の観賞用植物
- 哺乳類、鳥類(人が飼育するもの)

(対象となる施設利用権)

- ゴルフ場利用権
- ヨット、モーターボート、ボートの係留施設の利用権
- 語学習得のための施設の利用権

2. 法律の内容

①行政規制

i) 不当な行為の禁止

重要事項(価格、商品の保有状況等)について不実告知(虚偽説明)や故意の不告知、威迫困惑行為等を禁止

ii) 書面交付

契約締結前に取引の概要を記載した書面の交付、契約締結時に契約の内容を記載した書面の交付を義務づけ

iii) 書類の閲覧

業務・財産状況を記載した書類を事務所に備え置き、預託者の求めに応じ閲覧させることを義務づけ

これらの義務に違反した場合は、業務停止命令又は罰則

②民事ルール

i) クーリング・オフ

契約後一定の期間(14日間)、冷静に再考して、無条件で解約できる機会を消費者に与える制度。
事業者は、解約に伴う損害賠償、違約金、返還に要する費用等を請求できない。

ii) 中途解約権

クーリング・オフ期間経過後も将来に向かって解約できる制度。
事業者が請求できる損害賠償額の上限を設定。